

土地改良区連合定款例について

平成 30 年 12 月 14 日 30 農振第 2430 号
改正一 令和 3 年 1 月 7 日 2 農振第 2497 号
令和 6 年 3 月 29 日 5 農振 3253 号
令和 7 年 4 月 2 日 6 農振 3070 号

農林水産省農村振興局長から 地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事 } 宛

別紙

土地改良区連合定款例

何土地改良区連合定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区連合は、何土地改良区連合という。

2 この土地改良区連合の認可番号は、何第〇〇号である。

【備考】

認可番号は、頭に都道府県の略号を冠し、土地改良区連合ごとに、その設立順序に一連番号とすること。(例、大阪府第 1 号・・・大阪第 1 号)

(所属土地改良区)

第 3 条 この土地改良区連合の所属土地改良区は、次に掲げる土地改良区とする。

- 一 何土地改良区
- 二 何土地改良区
- 三

(事業)

第 4 条 この土地改良区連合は、事業の実施に関する計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる事業又は事務を行う。

- 一 何川から引水するかんがい施設及び何川への排水施設の維持管理
- 二 何土地改良区及び何土地改良区の事業（前号に掲げるものを除く。）及び事務

三

2 この土地改良区連合は、前項第○号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区連合は、国営何土地改良事業及び県営何土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区連合の事務所は、何県何郡何村に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の掲示場及び所属土地改良区の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイトを持しておらず、かつ、関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めることができる。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の掲示場、所属土地改良区の事務所の掲示場及びこの土地改良区連合に所属する土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって所属土地改良区の組合員に通知し又は何新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区連合に総会を設ける。

2 前項の総会は、所属土地改良区がそれぞれの定款の定める手続に従いその組合員のうちから選出する議員（以下、単に「議員」という。）で組織する。

(議員の定数)

第8条 議員の定数は、〇〇人とし、所属土地改良区において選出すべき議員の定数は、次のとおりとする。

一 何土地改良区 〇〇人

二 何土地改良区 〇〇人

三

(議員の任期)

第9条 議員の任期は、4年とし、その就任の日から起算する。ただし、補欠選任によって選任される議員の任期は、退任した議員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、議員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(議員の届出)

第10条 所属土地改良区は、議員を選出したとき、又は議員でなくなったときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を土地改良区

連合に届け出なければならない。

(通常総会の時期)

第 11 条 この土地改良区連合の通常総会の時期は、毎事業年度 1 回〇月とする。

(議員の請求による会議招集)

第 12 条 議員が、総議員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第 13 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない議員は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする議員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区連合に提出してしなければならない。

3 議員の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総会においては、定款の変更、事業の実施に関する計画の設定、変更及び廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、議員の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う分担金の徴収の時期及び方法に限り、議員の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、出席した議員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 17 条 この土地改良区連合の役員定数は、理事〇人及び監事〇人とする。

2 前項の監事定数のうち、〇人は土地改良法（以下「法」という。）第 82 条第 4 項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

① 耕作又は養畜の業務を営む議員である理事の定数を定める場合には、第 2 項中「前項」を「第 1 項」とし、第 2 項を第 3 項として、第 1 項の次に次の 1 項を加えること。

2 前項の理事定数のうち、〇人は、議員であって耕作又は養畜の業務を営む者（議員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

② 議員でない理事を入れる場合は、第 2 項中「前項」を「第 1 項」とし、第 2 項を第 3 項として、第 1 項の次に次の 1 項を加えること。

2 前項の理事定数のうち、〇人は、議員でない者とする。

③ 法第 82 条第 4 項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第 2 項を削除

すること。

- ④ 議員である監事の定数を定める場合には、第2項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は議員とし、○人は法第82条第4項各号の全てに該当する者とする。

- ⑤ 役員の定数を○人以上○人以内と規定する場合には、上限の定数は下限の定数の1.5倍までとすること。

- ⑥ 役員の数、所属土地改良区の地域の広狭、事業の分量、組合員数等を考慮して定められるべきものであり、みだりに役員数を多くしないこと。

なお、委員会制度を活用する等の措置を講ずることが望ましい。

(役員選挙)

第18条 役員は、議員が総会において選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

【備考】

- ① 総会外選挙制をもとめる場合は、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えること。

2 総会が役員を総会外において選挙する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総会外において役員選挙を行うものとする。

- ② 役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改めること。

(理事長)

第19条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区連合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区連合の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区連合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第84条において準用する法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

【備考】

役員選出につき選任制をとる場合にあっては、本条第1項を次のように改め、本条第2項中「選挙」を「選任」に改めること。

第 23 条 役員の任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 84 条において準用する法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

(役員の失職)

第 24 条 理事又は監事がある被選挙権を失ったときは、その職を失う。

【備考】

役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「被選挙権」を「被選任権」に改めること。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 25 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。ただし畑については、田の〇分の 1 の標準による。

2 第 4 条第 1 項第 2 号の事務に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。

3

4 前 3 項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区連合の運営事務費に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。

【備考】

経費分担の規定は、第 4 条に掲げる事業と密接不離の関係にある規定であるから、なるべく各事業別に具体的に規定すること。

(分担金の徴収の方法)

第 26 条 前条の規定による分担金の徴収の時期及び方法は、総会で定める。

(督促)

第 27 条 前条の規定により負担すべき分担金の督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 28 条 第 26 条の規定により負担すべき分担金につき、これを滞納する場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金〇銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料〇円を過怠金として徴収する。

2 前項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 29 条 この土地改良区連合の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事

会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区連合の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(基本財産)

第30条 この土地改良区連合に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区連合は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区連合の財産については、解散又は所属土地改良区が脱退するときでなければ所属土地改良区に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第32条 この土地改良区連合が解散（法第81条第2項の規定による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける所属土地改良区の協議により選定した地方公共団体、所属土地改良区又は他の土地改良区に帰属する。

2 前項の協議により、所属土地改良区以外で残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第33条 この土地改良区連合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(電磁的記録等による処理)

第34条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面又はその他の行為に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第35条 この土地改良区連合の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。